

岐阜聖徳学園大学同窓会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は岐阜聖徳学園大学同窓会と称する。
- 第2条 本会は同窓会事務局（以下「事務局」という）を岐阜聖徳学園大学内に置く。
- 2 事務局について必要な事項は、別に定める。

第2章 目的ならびに事業

- 第3条 本会は会員相互の親睦を図り、岐阜聖徳学園大学・旧聖徳学園岐阜教育大学（以下「母校」という）の発展につくし、進んで社会の教育・文化に貢献することを目的とする。

- 第4条 本会は前条の目的のために次の事業を行う。

- (1)会報・会員名簿・その他必要と認める出版物の刊行
- (2)会員の親睦を図るための事業
- (3)母校への協力
- (4)その他、本会の目的達成のために必要と認めたこと

第3章 会員

- 第5条 本会は次の会員で構成する。

- (1)正会員 母校卒業生
- (2)特別会員 母校現旧教職員
- (3)名誉会員 母校に特別の関係があり会長の推薦した者

- 第6条 本会会員は、住所・勤務先・氏名を変更した場合は、直ちに本会に届けなければならない。

第4章 役員及び任務

- 第7条 本会に次の役員を置く。

- (1)名誉会長 1名
- (2)会長 1名
- (3)副会長 2名
- (4)庶務（書記） 2名
- (5)会計 計 2名
- (6)会計監査 2名
- (7)評議員 卒業年度毎3名
- (8)顧問 若干名

- 第8条 役員の会務は次の規定による。

- 2 会長は本会を代表し会務を総括し、役員会及び総会の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はこれを代行する。
- 4 会計は本会の財務のすべてを処理する。
- 5 庶務（書記）は本会の記録その他事務を処理する。
- 6 評議員は会務の企画及び実施に関する事項を審議する。
- 7 名誉会長・顧問は会長及び評議員の諮問に応じ、また、これに意見を述べることができる。

- 第9条 役員は次の方法によって選出する。

- 2 名誉会長は、母校学長を推す。
- 3 会長・副会長・庶務（書記）・会計・会計監査は総会において、評議員の中から選出する。ただし、庶務（書記）の1名と会計の1名は母校教職員に委嘱することができる。
- 4 会長・副会長・庶務（書記）・会計・会計監査は、評議員と兼務とする。
- 5 評議員は正会員の中から卒業年度毎に各学部1名、計3名を選出する。ただし、会長の推薦がある場合はこの限りではない。
- 6 顧問は会長が委嘱する。

- 第10条 本会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後の後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

4 役員がその任期中離任する場合は、役員会の議決により解任し総会の承認を得る。役員に欠員が生じた場合は、直ちに補う。

第5章 会議

第11条 本会の会議は、総会・臨時総会・役員会の3種類とする。

2 会議の議事は、すべての出席者（委任状提出者を含む）の過半数によって議決する。

第12条 総会は毎年1回開催し、次の事項を審議する。

- (1)会務の報告及び各種事業に関すること。
- (2)規約の規定及び改廃に関すること。
- (3)会計報告ならびに予算審議に関すること。
- (4)役員の選出に関すること。
- (5)その他の重要事項に関すること。

2 総会は役員会の開催をもって代えることができる。

第13条 臨時総会は会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の要求があった場合開催する。

第14条 役員会は本会役員で組織し、会長が必要と認めた場合開催する。

2 役員会は本会の事業遂行に必要な事項について審議する。

3 緊急を要する場合は、総会で議決する事項を役員会において議決することができる。

第6章 資産及び会計

第15条 正会員は、卒業時に入会金・終身会費・会員登録費として本会に10,000円納入する。

第16条 本会の会計は、毎会計年度の収支決算・収支予算案を役員会に提出して、その審議決定の上、総会の承認を得なければならない。

第17条 本会の決算は、会計監査の監査を得て、これを総会に報告する。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 支部の設立

第19条 正会員10名以上を有する地域には、本会の支部を設けることができる。

第20条 支部会には、本部から代表者を派遣して連絡親睦を図る。

第8章 規約の改正

第21条 規約の変更は、役員会の議決を経た後、総会の承認を要する。

第9章 雜則

第22条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、昭和51年3月15日より施行する。

附則（全面改正）

この改正規約は、昭和63年3月15日より適用する。

附則

この規約は、平成4年4月1日より適用する。

附則（大学名称変更）

この規約は、平成10年4月1日より適用する。

附則

この規約は、平成20年4月1日より適用する。

附則

この規約は、平成21年4月1日より適用する。

附則

この規約は、平成23年4月1日より適用する。